

## 第1節 総則

### 第1 推進計画の目的

町は、南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において、「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、町はじめ防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編 第4節「防災関係機関の業務大綱」に定めるところによる。

## 第2節 災害対策本部等の設置等

### 方針

---

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに役場内（本庁舎2階会議室）に災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

### 計画

---

#### 第1 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、田尻町災害対策本部条例に定めるところによるものとし、その組織計画については、第3編 第1章 第1節「組織動員」に定めるところによる。

なお、町長（本部長）に事故のあるときは、田尻町災害対策本部条例により副町長（副本部長）がその職務を代行する。

#### 第2 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集・配備は、第3編 第1章 第1節「組織動員」に準ずる。

## 第3節 地震発生時の応急対策等

### 方針

町、府及び関係機関は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したときは、相互の連携を図り、速やかな応急対策を講じる。

### 計画

#### 第1 地震発生時の応急対策

##### 1. 情報の収集・伝達

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、第3編 第2章 第1節「警戒期の情報伝達」、同編 同章 第4節「発災直後の情報収集伝達」に定めるところによる。また、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

(1) 町、府及び関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

その際、当該地震が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めるものとする。

(2) 町、府及び関係機関は、情報の収集・伝達について、情報の種類に応じて、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、一つの手段に支障が出ても対応できるよう、バックアップ体制を検討する。

##### 2. 施設の緊急点検・巡視等

町は、第3編 第2章 第4節「発災直後の情報収集伝達」に定めるところにより、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

##### 3. 二次災害の防止

町、府及び関係機関は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

##### 4. 救助・救急・消火・医療活動

救助、救急、消火、医療活動に関しては、第3編 第3章 第1節「消火・救助・救急活動」及び同編 同章 第2節「医療救護活動」に準ずる。

##### 5. 物資調達

(1) 町、府及び関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。

(2) 町、府及び関係機関は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達

に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。

(3) 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、町内業者より調達可能な流通備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を府に供給要請する。

#### 6. 輸送活動

輸送活動については、第3編 第5章 第1節「交通規制・緊急輸送活動」に準ずる。

#### 7. 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第3編 第8章 第1節「保健衛生活動」に準ずる。

## 第2 資機材、人員等の配備手配

### 1. 物資等の調達手配

(1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等の確保を行う。

ア 津波浸水防護：土のう、ビニールシート

イ 障害物の除去：重機類

ウ 情報収集・連絡手段：防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ

エ 事務処理：机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機

オ 照明・電源：発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池

カ 要員移動手段：トラック、車両、オートバイ、自転車

(2) 町は、府に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合には供給を要請する。

### 2. 人員の配置

町は、府に対し、人員の配備状況を報告する。

また、必要に応じて、第3編 第1章 第3節「広域応援等の要請・受入れ・支援」に定めるところにより、府に対し、府職員派遣または他の自治体職員応援派遣のあっせんを要請する。

### 3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第3 他機関に対する応援要請

### 1. 応援協定の運用

町は、必要があるときは応援協定に従い応援を要請する。

### 2. 自衛隊の災害派遣要請

町は、必要があるときは、府に対し自衛隊災害派遣要請を求める。

自衛隊への災害派遣については、第3編 第1章 第2節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

### 3. 緊急消防援助隊の災害派遣要請

町及び泉州南消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、緊急消防援助隊運営要綱に定める様式により、速やかに府知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請を行う。

#### 第4 地域防災力の向上

町は、住民及び事業所における自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めるものとし、その活動については、第2編 第2章「地域防災力の向上」に準ずる。

#### 第5 物資の備蓄・調達

町は、自らが行う防災活動等のために、第2編 第1章 第7節「緊急物資確保体制の整備」に定めるところにより、必要な食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行う。

## 第4節

# 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

## 方針

---

南海トラフ地震が発生した場合、約80分で町に津波が来襲することが想定される。

このため、町は府と協力して、水門等津波防ぎょ施設の操作体制や点検計画についてあらかじめ定めておくこととする。

また、地震の揺れや、液状化及び漂流物の衝突によって発生する水門や護岸等の一部崩壊に伴い、海水の侵入による浸水被害が生じる可能性があるため、避難等の措置を講じるものとする。

## 計画

---

### 第1 津波防ぎょ施設の操作マニュアルの作成

町及び府は、水門等津波防ぎょ施設を操作する機関は、津波到達時間内に安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・操作員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた津波防ぎょ施設の操作マニュアルを、府が作成した津波対策マニュアルを参考にしながら作成し、関係者に周知する。

また、大阪湾に津波に関する注意報・警報が発令された場合、あらかじめ決められた操作員は、自主的に現地または集合場所に参集し、確実な施設操作に努める。

### 第2 津波防ぎょ施設の維持管理

水門等津波防ぎょ施設を操作する機関は、施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無のチェックを行うよう努める。

### 第3 津波に関する情報伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第3編 第2章 第1節「警戒期の情報伝達」、同編同章 第4節「発災直後の情報収集伝達」に定めるところによるほか、次の事項にも考慮する。

1. 津波に関する情報が、居住者等及び観光客、釣り客やドライバー等滞在者ならび防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
2. 船舶に対する伝達
3. 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
4. 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

### 第4 避難対策等

避難対策については、第3編 第4章「避難行動」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1. 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、次のとおりである。

なお、町は、耐震性能を考慮し、原則として高齢者、障害者等、避難行動要支援者の保護のために、必要に応じて、屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

避 難 対 象 地 区
吉見地区、嘉祥寺地区、りんくうポート北地区、りんくうポート南地区、泉州空港中地区

2. 町は、(1)に掲げる地区に対し、次の事項等を記載したハザードマップ等を活用し、防災に対する周知・啓発を行う。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難の勧告又は指示の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (7) その他の避難に関する事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

3. 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

4. 地域の自主防災組織及び多数の者が利用する施設の管理者などは避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

5. 避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (1) 町は、第2編 第1章 第11節 第1「障害者・高齢者に対する支援体制整備」に定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者の支援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、町（町長）より避難の勧告又は指示が行われたときは、第3編 第4章 第3節「避難行動要支援者への支援」に定めるところにより、(1)に掲げる者の避難支援を行うものとする。
- (3) 地震が発生した場合、町は、(1)に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れ者等に対し必要な物資等の提供その他の援助を行うものとする。

6. 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

7. 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次の通りとする。
  - ア 収容施設への収容
  - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

8. 町及び府は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等を検討する。
9. 町及び府は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

## 第5 消防機関等の活動

1. 泉州南消防組合は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
  - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
  - (2) 津波からの避難誘導
  - (3) 土嚢等による応急浸水対策
  - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
  - (5) 救助・救急等
  - (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
2. 水防管理団体である町は、次のような措置をとるものとする。
  - (1) 所管区内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
  - (2) 水防資機材の点検、整備、配備

## 第6 水道、電気通信、電力等関係

1. 上下水道、工業用水道（町、府、大阪広域水道企業団）
 

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて泉州南消防組合、泉佐野警察署及び付近の住民に通報する。
2. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））
 

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。また、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。
3. 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）
 

感電事故、漏電火災などの二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、関係機関並びに付近の住民に通報する。また、断線垂下している電線には触れな

いこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど、電気施設及び電気機器の使用上の注意について広報活動を行う。

#### 4. ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、関係機関への通報並びに付近の住民への広報を行う。

#### 5. 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

（1）放送は居住者等への情報の正確かつ迅速な伝達のための有効な手段であり、津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

（2）町は、府及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるように留意する。

## 第7 交通対策

### 1. 道路（道路管理者等）

大阪府公安委員会、泉佐野警察署長及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

### 2. 鉄道（南海電気鉄道株式会社）

南海電気鉄道株式会社は、列車の乗客及び駅舎に滞在する者を避難誘導計画等に基づき、避難誘導を行う。

### 3. 漁港（府）

漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとする。

### 4. 空港（新関西国際空港株式会社）

新関西国際空港株式会社は、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、施設の点検を行い、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

## 第8 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

### 1. 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、集会所、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

（1）各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 学校にあつては、
  - ・当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
  - ・当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

**2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置**

(1) 災害対策本部がおかれる庁舎については、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

**3. 工事中の建築等に対する措置**

町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、工事を中断し、他に被害を及ぼさないよう適切な対策を行うものとする。

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 方針

---

町は、府の策定した地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進を図る。

### 計画

---

#### 第1 整備目標等

府の地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、整備目標及び達成期間等の具体目標について、別途定める。

#### 第2 建築物・建造物の耐震化

昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

## 第6節 防災訓練計画

### 計 画

---

1. 町及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の熟知、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、防災訓練を少なくとも年1回以上実施するものとする。
2. 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
3. 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
4. 町は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次の事項を参考に実践的な訓練を行う。
  - (1) 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
  - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
  - (4) 防潮扉等の閉鎖訓練
  - (5) 災害の発生状況、避難勧告、指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### 方針

町、府及び関係機関は、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 計画

#### 第1 町職員に対する教育

地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。なお防災教育の内容は、次の内容を参考とする。

1. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
2. 地震・津波に関する一般的な知識
3. 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
4. 職員等が果たすべき役割
5. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
6. 今後地震防災対策として取り組む必要のある課題
7. 家庭内での地震防災対策の内容
8. 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

#### 第2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、講演会の実施など、地域の実情に合わせた具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険についても周知することとし、住民意識の啓発に努める。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の内容を参考とする。

1. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
2. 地震・津波に関する一般的な知識
3. 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
4. 正確な情報入手の方法
5. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

6. 各地域における津波避難対象地区に関する知識
7. 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
8. 避難生活の運営に関する知識
9. 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策内容
10. 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
11. 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

### 第3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次の内容を参考とした実践的な教育を行うこととする。

1. 過去の地震及び津波災害の実態
2. 津波の発生条件、高潮、高波との違い
3. 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
4. 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を  
知ること
5. 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

### 第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

町及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

防災上重要な施設の管理者は、府及び町が実施する研修に参加するよう努めることとする。

### 第5 相談窓口の設置

町及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するなど、その旨周知徹底に努めるとする。

## 第8節

### 南海トラフ沿いにおける地震等の連続発生等への対応

#### 計 画

---

#### 第1 南海トラフ沿いにおいて地震が連続して発生した場合への対応

##### 1. 対応方針

(1) 町及び府は、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。

(2) 町は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。

##### 2. 応急危険度判定の迅速化等

町及び府は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建物への立入禁止を強く呼びかけることとする。

#### 第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、第6編「東海地震の警戒宣言に伴う対応」に準ずる。

ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとし、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知する。